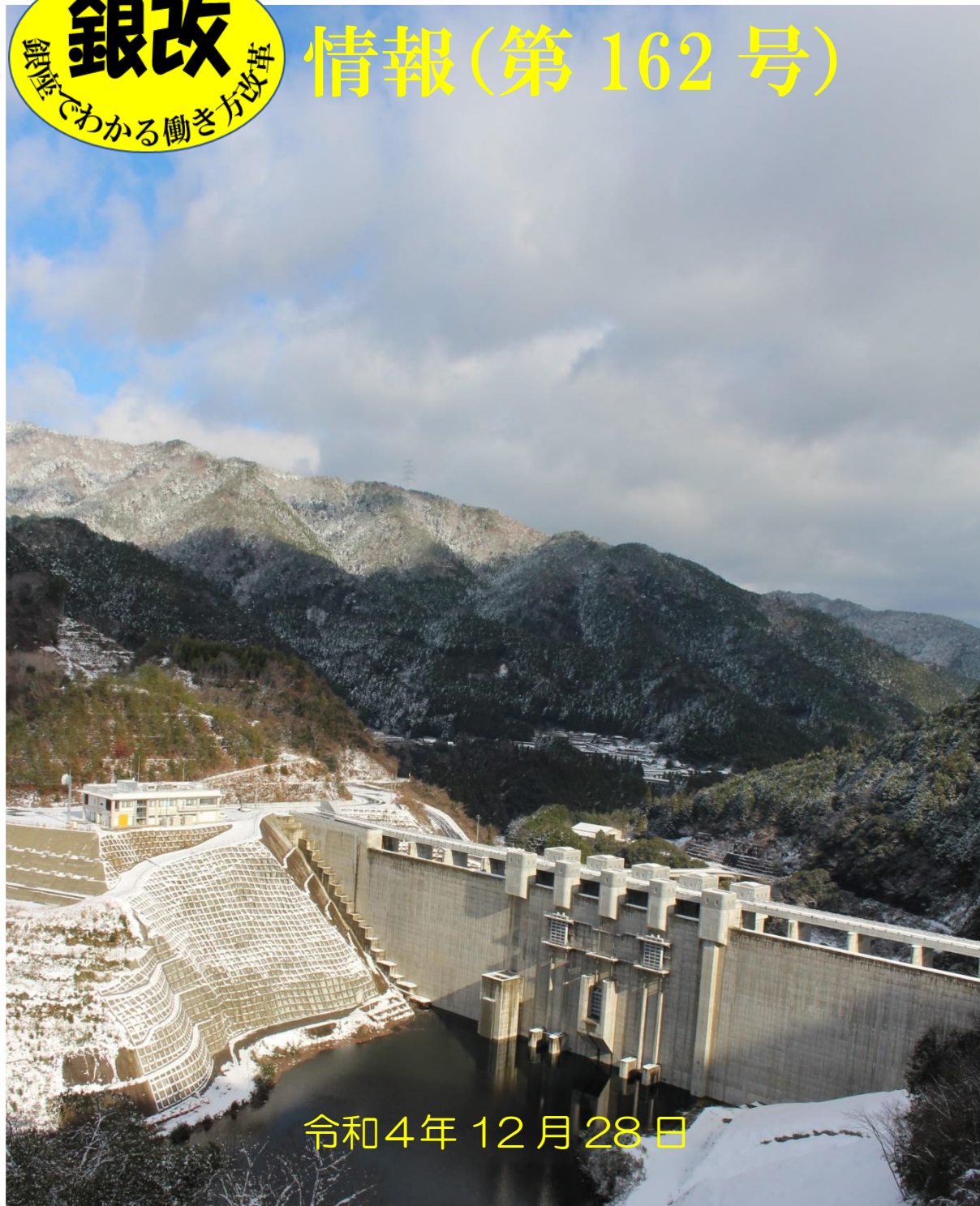




情報(第 162 号)



令和4年 12 月 28 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

平瀬ダム：湛水試験実施中（岩国市錦町広瀬 令和4年12月24日）

感染症と医療費控除

本年も武漢熱（新型コロナウイルス感染症）（以下「感染症」といいます）によって各種の対応を迫られました。

ここ最近、感染症における罹患及び濃厚接触の照会が多くなっておりまますので、改めてこの対応をまとめておきます。同時に、本年は、多くのお客様労働者が入院されるなど、比較的重い傷病発生が目立ったことから、確定申告における医療費控除についてまとめておきます。



1 感染症の療養期間

発症日の翌日から 7 日間、無症状の方は、検体採取日の翌日から 7 日間（5 日目に検査キットで陰性を確認した場合には、5 日間経過後（6 日目）に解除可能）となります。

【発症】

発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	療養終了	行動制限不要
-----	------	------	------	------	------	------	------	--------

【無症状で検査キット陰性の確認】

検体採取	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	陰性確認	行動制限不要
------	------	------	------	------	------	--------

2 医療費控除の意義

ここから医療費控除の解説とします。これを知らない方が意外に多いと認識しています。ある年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費が 10 万円（保険金で補填される金額を除きます）を超えるときは、所得控除を受けることができます。

3 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の意義

平成 29 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、自己がその年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときは、通常の医療費控除との選択により、その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金等により補填される部分の金額を除きます）のうち、12,000 円を超える部分の金額（88,000 円を限度）を控除額とするセルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受けることができます。

こちらの解説は、ここの部分にとどめます。

4 感染症 PCR 検査費用

医師等の判断により受けた PCR 検査の検査費用は、現状、公費によって賄われていますので、医療費控除の対象とはなりません。

自己の判断により、単に感染していないことを明らかにする目的で受けた検査費

用は、医療費ではないため、控除対象となりません。ただし、その結果、「陽性」が判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察（医療）と同様に考えることができ、検査費用も医療費控除の対象となります。

5 インフルエンザ予防接種費用等

インフルエンザの予防接種は、医療ではなく予防であることから、医療費控除の対象外です。

容姿を美化し、容貌を変えるなどの目的で行った整形手術の費用、健康診断の費用、タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます）、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金、治療を受けるために直接必要としない近視や遠視のため眼鏡等の購入費用は医療費ではないとされています。

要するに治療のための直接費用につき医療費控除を受けることができます。

6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価

医療費控除の対象となります。国家資格を持ったあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師による施術であること、病気やけがを治す目的、病気を治癒させ又は症状を軽快にさせる目的のものであることが必要です。

凝りをほぐす、疲れを癒し、体調を整えるものは直接の医療ではないとされています。

7 出産費用

出産費用は、医療費控除の対象です。理屈では、正常分娩は治療ではなく、対象外となるはずですが、政策的に認められており、次の費用が対象となります。

この場合、健康保険から被保険者・家族出産育児一時金（1 児につき 42 万円）が支給されますから、その金額は医療費控除の額を計算する際に医療費から差し引くことになります。

なお、健康保険法から給付される出産手当金※は、医療費を補填する趣旨ではないため、医療費控除の計算上差し引く必要はありません。

- (1) 妊娠と診断されてからの定期検診や検査費用、通院費用（領収書のないものが多く、家計簿などに記録するなどして実際にかかった費用について明確に説明できるようにしておく）。
- (2) 出産で入院する際に、電車、バスなどの通常の交通手段によることが困難なため、タクシーを利用した場合のタクシー代（ただし、実家で出産するために帰省する交通費は対象にはなりません）。
- (3) 病院に対して支払う入院中の食事代は、入院費用の一部として支払われるもので、一般的には医療費控除の対象になります。ただし、出前、外食費用は対象にはなりません。

※ 被保険者が出産のため会社を休み、給与の支給がない場合、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合 98 日）から出産の翌日以後 56 日目までの範囲内で、健康保険から支給されます。